

議案第 16 号「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村若者センター等）」に対する附帯決議

飯田市上村しらびそ高原施設をはじめとした、飯田市上村観光施設の今後の指定管理の状況等を適切に監視、評価することが、飯田市自治基本条例第 22 条第 2 項に規定された市議会の責務である。

よって、下記事項について十分な配慮をされたい。

記

- 1 飯田市上村しらびそ高原施設については、遠山郷の観光振興および地域振興に資する公の拠点施設として、所期の目的を達成できるよう市として適切な指導力を発揮されたい。特に、観光事業においては、指定管理者の健全経営が求められることから、市として専門的知見の取り入れや外部監査など適切な管理監督をされたい。
- 2 飯田市上村しらびそ高原施設以外の施設について、今後施設の老朽化が進むことから、利用実態などを踏まえ、個別施設の将来方針を明確にするとともに、その着実な実施を進められたい。
- 3 上記項目 1 及び 2 について、その状況等を所管する委員会に報告されるとともに、地域や市民に対して適時適切な公表に努められたい。

以上、議案第 16 号「公の施設の指定管理者の指定について（飯田市上村若者センター等）」につき附帯決議する。

令和 2 年 3 月 19 日

産業建設委員会